公　　告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される平成22年度における山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年３月県規則第９号。以下「規則」という。）第125条第５項の規定による審査（以下「資格審査」という。）を受け、有効期間が平成23年３月31日までの競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

平成22年１月22日

山形県知事　吉村　美栄子

１　調達する物品等及び特定役務の種類

⑴　物品等の種類

貴金属・時計類、工芸品類、看板・旗類、写真類、印章類、楽器・書籍類、スポーツ用品類、木工品・家具類、繊維・皮革製品類、文具・事務調度品類、事務機器類、情報機器類、通信機器類、電機・音響機器類、薬品・塗料類、医療機器類、計測・理化学機器類、産業機器類、農業・土木建設機械類、消防防災機器類、厨房・環境衛生機器類、雑貨・日用品類、自動車類、自動車付属品・自転車類、印刷類、地図・青写真・複写類、燃料類、道路標識・安全保安用品類、船舶・航空機類、古物・不用品買受類、その他

⑵　特定役務の種類

自動車の保守及び修理のサービス、自動二輪車及び雪上車の保守及び修理のサービス、陸上運送サービス、乗組員付き船舶の賃貸サービス、航空輸送サービス、貨物運送取扱いサービス、宅配サービス、電気通信サービス、コンピュータ関連サービス、市場調査及び世論調査のサービス、広告サービス、装甲車による運送サービス、建築物の清掃サービス、出版及び印刷のサービス、金属製品、機械及び機器の修理のサービス、汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス

２　競争入札参加者の資格

１年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずる者として知事が認める者であること。

３　競争入札参加資格審査申請書の提出の時期

規則第125条第１項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は特定調達契約の締結が見込まれる場合において随時に提出することができる。

４　申請の方法

⑴　申請書用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、契約担当課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。

また、山形県のホームページ（http://www.pref.yamagata.jp/）からもダウンロードできる。

⑵　申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して契約担当者に提出すること。

イ　法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身分証明書及び登記されていないことの証明書

ロ　印鑑証明書

ハ　納税証明書（県内に事業所を有する法人にあっては法人県民税及び法人事業税並びに法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書、県内に事業所を有しない法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税に係

る納税証明書、県内に事業所を有する個人にあっては個人事業税並びに申告所得税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書、県内に事業所を有しない個人にあっては申告所得税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書）

ニ　使用印鑑届（使用印鑑を設定する場合に限る。）

ホ　委任状（競争入札の参加及び契約等の権限を営業所等に委任する場合に限る。）

ヘ　県内事業所一覧表（県内に事業所を有する場合に限る。）

ト　取扱いメーカー一覧表

チ　代理店・特約店証明書

リ　印刷機材等設備明細書（印刷物に係る競争入札の参加資格を得ようとする者に限る。）

ヌ　契約履行実績一覧表

ル　営業許可・認可証等の写し

ヲ　貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類（以下「財務諸表」という。）

ワ　社会保険・労働保険加入状況一覧表

⑶　申請書等の作成に用いる言語

申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

5　資格審査及び結果の通知

⑴　資格審査は、４により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めたときは、資格者名簿に登載する。

⑵　資格審査の結果については、当該申請書を提出した者に通知する。

6　資格の有効期間及び更新手続

⑴　競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登載された日から平成23年３月31日までとする。

⑵　有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新については、規則第125条第１項及び第４項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。